ハピラインふくい利用促進協議会規約

（趣旨）

第１条　この規約は、ハピラインふくい利用促進協議会（以下「協議会」という。）の設置および運営に必要な事項を定めるものとする。

（設置および目的）

第２条　ハピラインふくいについて、通勤、通学等の日常生活での利用促進に加え、県外からの観光客やビジネス客等の利用促進を図るとともに、在来線駅を中心とした賑わいの創出などの地域づくりを、ハピラインふくい、県、市町、企業、地域、関係機関等が一体となって取組み、ハピラインふくいの経営の安定と地域の発展に寄与することを目的として、協議会を設置する。

（協議事項）

第３条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

1. ハピラインふくいの利用促進策の推進に関すること
2. ハピラインふくいと他の公共交通機関等との連携に関すること
3. ハピラインふくいの経営安定化に関すること

（４）並行在来線経営計画の進捗に関すること

（５）その他、協議会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること

（組織）

第４条　協議会は、別表１に掲げる委員をもって組織する。

（役員）

第５条　協議会に会長１名、副会長２名を置く。

２　会長は、福井県知事の職にあるものをもって充て、副会長は会長が指名する。

３　会長は協議会を代表し、会務を総括する。

（会議）

第６条　協議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　会長は、必要と認めたときは、協議会に委員以外の者を参加させることができる。

（幹事会）

第７条　協議会に附議すべき事項等について調整するため、協議会に幹事会を置く。

２　幹事会は、別表２に掲げる委員をもって組織する。

３　幹事会の幹事長は、福井県地域戦略部長の職にあるものをもって充てる。

４　幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となる。

５　幹事長は、必要を認めたときには、幹事会に委員以外の者を参加させることができる。

（会計）

第８条　協議会の経費は、会員の属する団体からの負担金およびその他の収入をもって充てる。

２　負担金については、別に定める。

３　協議会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（事務局）

第９条　協議会の事務局は、福井県地域戦略部並行在来線課に置く。

２　事務局の事務は、福井県地域戦略部並行在来線課と福井県並行在来線準備株式会社が共同で行うものとする。

（その他）

第１０条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

１　この規約は、令和４年３月２８日から施行する。

別表１（協議会委員）

|  |  |
| --- | --- |
| 所　　　　　　属 | 職 |
| 福井県福井市敦賀市鯖江市あわら市越前市坂井市南越前町福井県市長会福井県町村会北陸経済連合会(一社)福井県商工会議所連合会福井県商工会連合会（公社）日本青年会議所福井ブロック協議会（公社）福井県観光連盟日本労働組合総連合会福井県連合会福井県自治会連合会（一財）福井県老人クラブ連合会福井県連合婦人会福井県高等学校ＰＴＡ連合会(公社)福井県バス協会西日本旅客鉄道㈱金沢支社福井鉄道㈱えちぜん鉄道㈱㈱ハピラインふくい | 知　　　事市　　　長市　　　長市　　　長市　　　長市　　　長市　　　長町　　　長会　　　長会　　　長会　　　長会　　　頭会　　　長会　　　長会　　　長会　　　長会　　　長会　　　長会　　　長会　　　長会　　　長支　社　長代表取締役社長代表取締役社長代表取締役社長 |

別表２（幹事会委員）

|  |  |
| --- | --- |
| 所　　　　　　属 | 職 |
| 福井県福井県福井市敦賀市鯖江市あわら市越前市坂井市南越前町福井県市長会福井県町村会北陸経済連合会(一社)福井県商工会議所連合会福井県商工会連合会（公社）日本青年会議所福井ブロック協議会（公社）福井県観光連盟日本労働組合総連合会福井県連合会福井県自治会連合会（一財）福井県老人クラブ連合会福井県連合婦人会福井県高等学校ＰＴＡ連合会(公社)福井県バス協会西日本旅客鉄道㈱金沢支社福井鉄道㈱えちぜん鉄道㈱㈱ハピラインふくい | 地域戦略部長新幹線・まちづくり対策監都市戦略部長都市整備部長総務部長創造戦略部長企画部長総合政策部長観光まちづくり課長事務局長事務局長事務局長専務理事専務理事事務局長事務局長事務局長事務局長事務局長副会長事務局長専務理事副支社長取締役鉄道部長取締役運輸部長総務企画部長 |